令和2年度情報公開・個人情報保護制度に基づく 実施状況及び運用状況について

第1 令和2年度情報公開制度に基づく公文書開示の実施状況概要

福島市は市が保有する情報の提供を促進し、市民のみなさんの市政に対する信頼の確保と市政への市民参加を推進することを目的として、平成 10 年 10 月 1 日に福島市情報公開条例を施行しました。

この条例では第20条に「毎年1回…公文書の開示の実施状況をとりまとめ、公表するものとする」と定めています。本概要は、この規定に基づき令和2年度分の実施状況を公表するものです。

1 開示・不開示等の処理状況

_	. 1919.0		1 1713 1 13 1 7 7 2 2	_ 10 110 -							
	請求		/\ -\- -\-	7	決 定 区	分等(年)	度内処理分)				
	件 数	数	汝	女	ζ	公文書件数	開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
	35	51	421	168	118	59	0	14			

- ※1 請求書が1通であっても複数の所管課等にわたる場合は、分割して計上しています。
 - 2 決定区分等の合計は、前年度に請求があり令和2年度に決定されたものも含まれます。 また、令和3年度に入って決定されたものは含まれないので、請求件数と一致しません。

2 請求者の状況

(単位:延べ人数)

		(TE - E / M.
ある人 市内に住所が	2 市内に事務所・	3 その他市外の人
164	90	97

3 不開示の理由

開示請求のうち不開示又は部分開示となったものの、不開示の理由別内訳は次のとおりです。 個人情報、公共安全情報に係る理由が多くなっております。

なお、1件の公文書中に複数の不開示理由がある場合には重複して計上しています。

	(条例で該当する条項)不開示理由
2	(第9条第1号) 法令秘情報
57	(第9条第2号)個人情報
20	(第9条第3号) 法人等情報
45	(第9条第4号)公共安全情報
3	(第9条第5号) 国等協力関係情報
4	(第9条第6号) 意思形成過程情報
12	(第9条第7号)事務事業執行情報
_	(第17条) 適用除外文書

[※]文書不存在は除いています。

4 不開示処分等に対する審査請求

実施機関の決定に不服がある場合に行われる、審査請求の状況は次のとおりです。

(件数)

年度	審査				行	政不服審査	会	備考
1/2	請求	却下	認容	取下げ	諮問	答申	諮問後 取下げ	um . J
2	4	2	_	1	2	9	1	

※当該年度に処理を行った件数になります。不服申立てがあっても諮問や答申等が次年度になる場合もあるため不服申立て件数と年度ごとの諮問や答申等の件数は一致しません。

5 各部・課ごとの公文書開示請求取扱件数

			所属		請求件数
政策	調	整部			7
		調整			1
		広報			
		政策			
		協働			4
	必書		10木		1
			1 / 1 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・パラリン	1
ار ا	マ ハ	カ部	ノレツク お十仝垣	島市推進室	1
総務			及八五田	西川田匹玉	3
	公務				
					1
	事		参画セン	Д.	
				9-	
		管理	主		2
財務					8
_	射		istra		5
		検査	課		2
	才政				
_		税課			
		税課			
	内税				
			ジメント	推進課	
		建築			1
商コ	[観	光部			58
			政策課		4
ř	新工	業振	興課		
1	主業	立地	課		
箱	見光	コン	ベンショ	ン推進室	42
ĭ	重の	駅整	備室		12
農政	部				6
農	業	企画	課		2
		振興			1
		整備			2
		管理			1
			スポーツ	/ 部	15
	_	課		нн	3
	方民				3
		年金	卸		
		交流			
		振興			9
					3
環境	\ \/\\ \ \ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		振興課		6
					27
	環境		+#-`#= =m		5
_	_		推進課		1
			策課		
ð	<u>りぶ</u>	<u>くま</u>	クリーン	センター	1
				センター	1
			整備室		12
				務管理課	7
				ì送対策課	
健月	€福	祉部			44
±	也域	福祉	課		2
1	上活	福祉	課		
		い福		-	
		福祉			3
		所総			18
		所衛			18
	, · //C	72 1 114		ſ	
1	录健	: 肿(健	康推進課		2

所属	請求件数
こども未来部	3
こども政策課	1
こども家庭課	1
幼稚園・保育課	1
建設部	10
路政課	[
道路保全課	1
道路建設課	
河川課	
都市政策部	27
都市計画課	
交通政策課	
開発建築指導課	
公園緑地課)
市街地整備課	
住宅政策課	
下水道総務課	
下水道建設課	,
下水道管理センター	2
会計課	(
玄可咪 支所	
飯坂支所	26
	26
安貝云事伤何 議会事務局	14
選挙管理委員会事務局	14
医查委員事務局 監查委員事務局	
農業委員会事務局	1.
消防本部	14
消防総務課	
警防課	
救急課	
通信指令課	
予防課	-
教育委員会	84
教育総務課	
学校教育課	51
教育施設管理課	2
教育研修課	
生涯学習課	- ;
中央学習センター	
水道局	
水道総務課	
営業企画課	
経理課	
配水課	
給水課	
建設課	4
施設管理センター	
合計	351

^{※1}件で2課にまたがる請求は、2課でカウントしてあります。

6 市民情報室情報提供処理状況

月別	閲覧件数(件)	情	報 提 供		備考
<u>Д</u> <u>Д</u>	別見什数 (件)	写し枚数(枚)	有償頒布 (冊)	計 (件)	1佣 与
4 月	22	359	0	359	
5 月	7	1, 288	21	1, 309	
6 月	10	223	80	303	
7月	7	80	14	94	
8月	5	31	8	39	
9月	13	82	7	89	
10 月	11	48	2	50	
11 月	5	49	11	60	
12 月	3	24	4	28	
1月	7	14	1	15	
2月	5	11	2	13	
3月	15	117	4	121	
合 計	110	2, 326	154	2, 480	

第2 令和2年度個人情報保護制度の運用状況

福島市は、個人の権利利益を保護することを基本理念とし、平成13年10月1日に、福島市個人情報 保護条例を施行しました。

条例第35条に「毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。」と規定されており、これに基づき令和2年度分の運用状況を公表するものです。

1 開示・不開示等の処理状況

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの自己情報の開示請求件数及び令和2年度に実施機関が行った開示・不開示等の処理状況は次のとおりです。

(単位:件)

自己情報	決	定区分	等(年度	内処理分)		自己情報	決定区	区分等
開示請求	開示	部分開示	不開示	却下	取下げ	訂正請求	訂正	不訂正
153	26	83	41		1	10	0	10

※決定区分等の合計は、前年度に請求があり令和2年度に決定されたものも含まれます。また、令和3年度に入って決定されたものは含まれないので、請求件数と一致しません。

2 不開示処分等に対する審査請求

実施機関の決定に不服がある場合に行われる、審査請求の状況は次のとおりです。

(件数)

年度	審査				行	政不服審査	 会	備考
1 2	請求	却下	認容	取下げ	諮問	答申	諮問後 取下げ	Mu · S
2	4	4	-	-	I	-	-	

※当該年度に処理を行った件数になります。不服申立てがあっても諮問や答申等が次年度になる場合もあるため不服申立て件数と年度ごとの諮問や答申等の件数は一致しません。